

## AGS-J 個人情報保護内規

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この内規は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第四章個人情報取扱事業者の義務等」に基づき、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下、当協会という。）が管理運用する個人情報について、その保護及び適正な運用管理に関し規定する。

#### (個人情報の種類と用途)

第2条 個人情報の種類と用途は次のように規定し、それを超えての使用を禁止する。

個人情報の種類	用途
登山学校 受講生情報	<ul style="list-style-type: none"><li>登山学校の案内紹介、当協会イベントの案内</li><li>マニュアル他、書籍の販売案内</li></ul> 受講生本人からの依頼に基づいた場合のみ、当協会所属ガイドに提供する。但し、山岳遭難が発生した際には、遭難救助の観点から遭難対策委員長が個人情報を利用する。
レスキュー技術 講習会参加者情報	<ul style="list-style-type: none"><li>レスキュー講習の案内、当協会イベントの案内</li><li>マニュアル他、書籍の販売案内</li></ul> 講習会参加者からの依頼に基づいた場合のみ、当協会所属ガイドに提供する。但し、山岳遭難が発生した際には、遭難救助の観点から遭難対策委員長が個人情報を利用する。
レスキュー技術 認定者情報	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名、出身県、認定資格を公開する。</li><li>レスキュー講習の案内、当協会イベントの案内</li><li>マニュアル他、書籍の販売案内</li></ul> 上記以外の使用を禁止する。
マニュアル販売 依頼者情報	<ul style="list-style-type: none"><li>マニュアル他、書籍の販売案内等</li><li>当協会イベントの案内等</li></ul> 上記以外の使用を禁止する。
ガイド依頼者情報	<ul style="list-style-type: none"><li>担当ガイドにガイド行為のため提供する。</li><li>マニュアル他、書籍の販売案内等</li><li>当協会イベントの案内等</li></ul> 上記以外に使用、提供することを禁止する。但し、山岳遭難が発生した際には、遭難救助の観点から遭難対策委員長が個人情報を利用することが出来る。

その他、問合せ者	当該問合せの内容によって、各委員長に返答のための提供をする。それ以外の、使用を禁止する。
ガイド養成学校生 情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイド養成学校の案内、当協会イベントの案内等</li> <li>● マニュアル他、書籍の販売案内等</li> </ul> <p>ガイド養成学校生は準会員として上記の目的以外に、協会所属会員との山行を行う可能性を考慮して、会員に対してのみ連絡先情報を提供する。</p>
当協会に在籍した 元会員情報	<p>氏名、資格については一般照会者にその使用目的を確認のうえ支障がないと判断する場合は提供する。</p> <p>当協会在籍者記録名簿で氏名、資格について公表する場合がある。</p> <p>他の情報は資格審査委員長の求めに応じ、資格検討の資料としてのみ提供する。</p>
会員情報	<p>氏名、資格、住所、連絡先について公開する。</p> <p>住所、連絡先についての情報は会員本人が公開を拒否する場合は公開しない。</p> <p>氏名、資格については一般照会者にその使用目的を確認のうえ支障がないと判断する場合は提供する。</p> <p>氏名、資格、連絡先について会員に提供する。</p> <p>他の情報は資格審査委員長の求めに応じ、資格検討の資料としてのみ提供する。</p>

## 第2章 管理体制

(個人情報保護担当者)

第3条 個人情報の取扱者と保護管理担当者を次のように規定する。

個人情報の種類	取扱者	保護管理担当者
登山学校受講生情報	事務局、登山学校委員	登山学校委員長
レスキュー技術講習参加者情報	事務局、遭難対策委員	遭難対策委員長
レスキュー技術認定者情報	事務局、遭難対策委員	遭難対策委員長
マニュアル販売依頼者情報	事務局	事務局長
ガイド依頼者情報	事務局、担当ガイド	事務局長
その他、問合せ者	事務局、当該内容の委員長	事務局長
ガイド養成学校生情報	事務局、資格審査委員、理事	資格審査委員長
当協会に在籍した元会員情報	事務局、資格審査委員、理事	資格審査委員長
会員情報	事務局、資格審査委員、理事	資格審査委員長

2 保護管理の窓口は事務局長とする。

3 統括個人情報保護管理者は、専務理事がこれにあたる。

第4条 個人情報の管理媒体は次のものとする。

個人情報の種類	管理媒体
登山学校受講生	帳簿、ファイル
レスキュー技術講習参加者	帳簿、ファイル
レスキュー技術認定者	帳簿、ファイル、データベース
マニュアル販売依頼者	ファイル、データベース
ガイド依頼者	帳簿、ファイル
その他、問合せ者	ファイル、データベース
ガイド養成学校生	ファイル、データベース
当協会に在籍した元会員	ファイル、データベース
会員情報	ファイル、データベース

第5条 管理の手法は、帳簿、ファイルについては、施錠出来る事務局内キャビネットに保管し、必要に応じて閲覧、提供する。

2. データベースについては、サーバーに保管し、パスワードにより管理する。

3. FAXでの提供はこれを禁止する。

第6条 事務局職員、各委員会委員長は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め、専務理事、事務局長の指示に従い、個人情報適切に管理し取り扱わなければならない。

第7条 事務局職員は、職務上作成し、又は取得した個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の漏洩等の危険に留意し、適切に管理し取り扱わなければならない。

(取扱い制限)

第8条 事務局職員、各委員会委員長は、業務上の目的以外の目的で個人情報を取扱ってはならない。

2 個人情報の個人的な管理を極力避け、不要な個人情報の収集は禁止する。

3 個人情報の事務局外への持出し及び委員長退任後の保有については禁止する。

(データベースアクセス制限)

第9条 事務局長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の者に制限する。

2 データベースアクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。

3 事務局職員は、データベースアクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならない。

4 事務局長は、各委員会のデータベースアクセス権限を本規定に基づき定める。

(複製等の制限)

第10条 事務局職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、事務局長の指示に従い行う。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第12条 事務局職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、事務局長の指

示に従い、訂正を行う。

(媒体の管理等)

第13条 事務局職員は、事務局長の指示に従い、個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠等を行う。

(廃棄等)

第14条 事務局職員は、個人情報又は個人情報記録されている媒体が不要となった場合には、事務局長の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去を行ってから当該媒体の廃棄を行う。

(個人情報の取扱状況の記録)

第15条 事務局長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人情報の提供)

第16条 事務局長は、法の規定に基づき個人情報の提供を求められた場合は、請求された個人情報を提供することができる。

(開示、訂正及び利用停止)

第17条 事務局長は、法の規定に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対しては、速やかに対処する。

第18条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、速やかに事務局長に報告する。事務局長は統括管理者の専務理事に報告する。

2 事務局長は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

3 事務局長は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、専務理事に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに専務理事に当該事案の内容等について報告する。

4 事務局長は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(点検の実施等)

第19条 事務局長は、自ら管理責任を有する個人情報の帳簿、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認められるときは、その結果を専務理事に報告する。

(苦情等への対応)

第20条 事務局長は、各委員会委員長に対し、個人情報の取得時、利用開始時に当該個人情報の利用目的を説明させるとともに、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応できるよう体制整備を行う。

附 則

1. この内規は理事会において2/3の賛成をもって改廃できる。
2. この内規は、2009年5月13日から施行する。

一般社団法人日本アルパインガイド協会